

IV 計画の重点課題と具体的な取組

第1節 地域包括ケアシステムの深化・推進

1 地域包括ケアシステムの構築及び基本理念の周知

【事業概要】

高齢化が急速に進行する中、団塊の世代が75歳以上となる2025年（令和7年）を目前に控え、また、高齢者人口がピークを迎える2040年を見通すと、85歳以上人口の急増に伴い、医療ニーズ及び介護ニーズを併せ持つ高齢者など様々なニーズのある要介護高齢者が増加する一方、生産年齢人口が急減することが見込まれています。

今後高齢化が一層進展する中で、高齢者の尊厳の保持と自立生活の支援の目的の下で、可能な限り住み慣れた地域で、自分らしい暮らしを続けることができるよう、地域の包括的な支援・サービス提供体制である「地域包括ケアシステム」の構築は、すべての人が地域、暮らし、生きがいを共に創り、高め合う「地域共生社会」の実現に向けた中核的な基盤となり得るものです。

介護保険制度においても、地域包括ケアシステムの基盤を活かした取組を進めており、今後は包括的な支援体制の構築等の社会福祉基盤の整備とあわせて、医療と介護の連携強化や情報基盤の一体的な整備による地域包括ケアシステムのさらなる推進を図り、地域の自主性や主体性に基つき、介護予防や地域づくり等に一体的に取り組むことが必要です。



(出典) 厚生労働省

【現状と課題】

地域包括ケアシステムの構築については、町介護保険事業計画の下「住まい・医療・介護・予防・生活支援が一体的に提供」するための施策を総合的に取り組んできました。

これまで、介護保険事業計画の取組と目標に対する自己評価、介護予防・日常生活支援総合事業評価を実施し、評価と点検を行い、現状では地域包括ケアシステムの構築に向けて着実に前進していると考えております。

町職員や生活支援コーディネーターがまちづくりセンターを運営する地域運営組織と関わり、地域包括ケアシステム構築に向けた土台作りのための情報提供や情報共有に努め、実情に応じて様々な取組を行いました。今後は、地域運営組織が実施している取組が、地域の目指す姿（目標）を実現するためにそれぞれ連動しつつ十分に機能しているかという視点が重要となります。地域包括ケアシステムの構築の達成状況の確認を進めながら、更なる深化・推進を目指します。

介護保険制度においては、平成12年度の開設以来、介護認定を受けて介護サービスを利用することがゴール地点であるかのように運用されている部分があります。しかし、介護保険法には、介護サービスを提供する目的を「その有する能力に応じ自立した生活を営むことができるよう、必要なサービスに係る給付を行う」と明記していますが、その基本理念が置き去りにされている状況にあります。持続可能な介護保険制度を目指し、引き続き、住民、医療介護等の関係職種、行政など介護保険に携わるすべての人が、「要介護状態の軽減又は重度化の防止」と「自立、健康の保持・増進」のためにサービスが利用されることを理解する必要があります。

【今後の方針】

①地域包括ケアシステムの構築に向けて

- ・地域包括ケアシステムの構築の達成状況について、国等が提供する点検ツールの活用等により検証していきます。

②基本理念の周知

- ・ホームページや広報を活用し、住民へ向けた介護保険法や地域包括ケアシステムの基本理念を周知します。
- ・運営指導や集団指導等の機会において、関係機関・関係職種への地域包括ケアシステムや介護保険法の基本理念の周知徹底に努めます。
- ・「庄内町高齢者保健福祉サービス」パンフレットを町内医療機関及び薬局に配布・設置します。

2 地域包括支援センターの機能強化

【事業概要】

地域包括支援センターでは、高齢者が住み慣れた地域で安心してその人らしい生活を継続できるよう、保健師、社会福祉士、主任介護支援専門員の三職種を配置し、高齢者やその家族への支援、介護予防ケアマネジメント、権利擁護に関する相談業務のほか、個々の高齢者の状況や変化に応じて地域住民や民生委員・児童委員、医療・介護の関係者等多職種相互の協働と連携により包括的・継続的に必要な支援を行っています。

【現状と課題】

本町では、平成18年度から地域包括支援センター業務を法人に委託し、現在、庄内町地域包括支援センターを庄内町役場B棟の庄内町福祉総合相談センター内に、立川サブセンターを立川複合拠点施設内にそれぞれ設置しています。また、第7期計画期間から生活支援コーディネーターを配置し、地域の実情や課題を情報共有しながら運営に当たっています。

町内の居宅介護支援事業所へ実施したアンケート（以下「ケアマネアンケート」という。）では、地域包括支援センターに期待する役割として、個別事例への助言や支援の充実、地域や民生委員・児童委員など地域の関係者や事業所等とのネットワーク構築と連携強化、介護者支援充実が挙げられました。また、地域住民の高齢化の進展と複雑化・複合化した支援ニーズも増加しており、地域包括支援センターのより一層の機能強化が求められています。地域共生社会の実現に向け、地域包括ケアシステムの中核機関として、その役割は更に重要となっています。

【実績及び計画】

区分	第8期			第9期見込み		
	令和3年度 (実績)	令和4年度 (実績)	令和5年度 (見込み)	令和6年度	令和7年度	令和8年度
地域包括支援センター委託料(円)	30,238,535	30,682,208	35,326,000	44,867,000	46,213,000	47,598,000
職員配置人員(人)	6	6	6	7	7	7
利用延人数(人)	1,931	2,051	2,177	2,220	2,270	2,320

※第8期実績委託料に町派遣職員分給料、期末手当、共済組合費、退職手当は含まない

※令和5年度末をもって町職員の派遣は終了

【今後の方針】

①体制の確保、効果的な運営の確立

- ・高齢化の進展等に伴って増加するニーズに適切に対応するため、地域包括支援センター職員の資質向上や専門職種の人材確保、行政との連携強化など、業務体制の確保と効果的な運営手法を確立していきます。
- ・設置場所については現在と同様とし、設置場所の変更がある場合は、地域における多様なニーズに対応できるよう体制等も含め検討します。

②ネットワークの強化、ケアマネジメントの質の向上

- ・高齢者支援に携わる関係職種のネットワークの強化を図るとともに、更なるケアマネジメントの質の向上を目指し居宅介護支援事業所等への支援に努めます。
- ・地域ケア会議を通じて地域課題の把握を行い、関係機関と連携しながら課題解決に向けて実践的に対応するよう努めます。

③評価・見直し・改善

- ・適切な運営のため地域包括支援センターの評価を行い、見直し・改善を図りながら事業を展開していきます。

④他分野との包括的な相談・支援

・庄内町福祉総合相談センターや関係機関等との協働により、高齢・障がい・子ども・生活困窮等包括的な相談に対応できるよう体制整備を図っていきます。

3 生活支援体制整備事業

【事業概要】

高齢者独居や高齢者のみで構成されている世帯、認知症高齢者が増加する中、医療・介護サービスの提供だけでなく、地域住民、NPO法人、民間、協同組合、ボランティア、社会福祉協議会、地域組織等と連携しながら、多様な日常生活の支援体制の充実・強化及び高齢者の社会参加の推進を一体的に図ることを目的とした事業です。

【現状と課題】

地域包括ケアシステムの深化・推進を図るため、関係機関より委員を参集し、生活支援協議体会議を開催し、また、庁内でも他部署と連携して庁内推進検討会議を開催する等、高齢者生活支援について課題を共有しました。

地域の支え合いの体制が構築されるよう、生活支援コーディネーター業務を法人に委託し、地域の実態把握や地域の支え合い活動の普及活動を実施しました。地域課題の解決に向け、生活支援コーディネーターを第8期計画中の令和5年度に1名増員し、第1層1名、第2層2名計3名を配置しました。

構築された体制を継続することや不足するサービスを創出するためには、新たな地域の担い手の発掘が必要です。高齢者生活支援の課題に対して、住民自身による自助・互助が果たされるよう、担い手養成講座等を開催し、住民主体によるサービス実施団体の立上げを支援しました。

また、令和4年度から余目第四学区の地域運営組織である和合の里を創る会で、地域住民が生活支援を行う「便利屋わごう」が開始されました。これは地域から出てきた「免許返納後の移動が心配」「余目第四学区には買い物できる商店がない」という課題から生まれた取組です。このように地域ごとに課題は異なるため、地域に根差した取組が必要です。

【実績及び計画】

区 分	第8期			第9期見込み		
	令和3年度 (実績)	令和4年度 (実績)	令和5年度 (見込み)	令和6年度	令和7年度	令和8年度
当該年度における高齢者の生活支援や社会参加につながる活動を実施する事業の立上げ支援数(事業)※	1	4	7	5	5	5
生活支援コーディネーター配置数(人)	2	2	3	3	3	3
担い手養成講座(回)	2	2	2	2	2	2
事業費計(円)	4,045,117	4,377,531	6,189,000	7,000,000	7,210,000	7,426,000

※実現したかに関わらず、当該年度に町と生活支援コーディネーターが立上げに向けて支援した団体や事業数。次年度にまたがる場合は、改めて次年度の実績件数に加える。

【今後の方針】

①関係機関等との課題や目指す姿の共有

- ・生活支援協議体や庁内推進検討会議により、関係機関や他部署と課題や目指す姿を共有し、日常生活の支援体制の充実及び高齢者の社会参加の推進を図ります。

②地域に根差した取組

- ・生活支援協議体については、地域ごとに異なる課題の解決に向けて、地域運営組織と連携して地域に根差した取組が行いやすい体制の構築を進めます。
- ・住民主体によるサービス実施を希望する団体が円滑に活動できるようトライアル事業の実施等立上げに向けた支援を行うとともに、活動の継続支援を行います。
- ・地域のニーズ、地域資源を把握し、必要なサービスの創出や施策につなげます。

③担い手の発掘、養成

- ・地域の担い手発掘や地域の支え合いの活動を啓発するため、担い手養成講座等を開催します。

4 在宅医療・介護連携の推進

【事業概要】

医療ニーズ及び介護ニーズを併せ持つ高齢者が、住み慣れた地域で自分らしい暮らしを最期まで続けることができるよう、在宅医療と介護を一体的に提供するために、医療機関と介護事業所等のそれぞれの関係者との協働・連携を推進することを目的としています。国・県の推進施策の下8事業に取り組みました。

- (ア) 地域の医療・介護の資源の把握
- (イ) 在宅医療・介護連携の課題の抽出と対応策の検討
- (ウ) 切れ目のない在宅医療と在宅介護の提供体制の構築支援
- (エ) 医療・介護関係者の情報共有の支援
- (オ) 在宅医療・介護連携に関する相談支援
- (カ) 医療・介護関係者の研修
- (キ) 地域住民への普及啓発
- (ク) 関係市町村の連携

【現状と課題】

毎年度、医療と介護の関係者等が、多職種連携スキルアップ研修会を通じて情報共有しながら相互の役割と理解を深める取組を行っています。地域住民への普及啓発として、まちづくりセンターの事業と連携して町民向けのセミナーを開催しました。

ケアマネアンケートでは、医療と介護の連携を進めるための必要な取組として「現状・課題、対応策を検討・共有する協議の場」「介護・医療関係職種の研修会や情報交換」が挙げられています。また、医療と連携するうえでの課題として、「医療やりハビリに関する知識が不足している・自信がない」との回答が最も多くあり、医療・介護関係者が連携し在宅

医療と介護を一体的に提供できる体制づくりを目指すために、医療と介護の関係者等に情報共有の場を提供し、お互いが顔の見える関係づくりの支援が必要です。

昨年度実施したニーズ調査では、「延命治療を望まない」「どちらかという望まない」と回答した方が7割を超え(71.8%)、「最期をどこで迎えたいか」には、「自宅」と回答した方が約半数(43.9%)でした。本人や家族が望む在宅医療と介護について選択できるよう、広く周知が必要です。

第8次山形県保健医療計画の下、関係市町や関係機関と地域の課題を共有しながら、今後も連携強化を図る必要があります。

【実績及び計画】

区 分	第8期			第9期見込み		
	令和3年度 (実績)	令和4年度 (実績)	令和5年度 (見込み)	令和6年度	令和7年度	令和8年度
町民向けセミナー 参加者(人)	-	-	30	30	30	30
啓発チラシ配布	全戸配布	-	全戸配布	-	全戸配布	-
多職種連携研修会 参加者(人)	-	53	-	40	40	40
事業費計(円)	60,400	10,062	94,000	79,000	192,000	112,000

【今後の方針】

①在宅医療と介護の理解

- ・住民や医療・介護関係者等が在宅医療と介護の理解を深めるとともに、知識の習得と情報共有ができるよう、今後も研修やセミナーの開催を行います。
- ・在宅療養を必要とする人が適切なサービスを選択できるよう、ホームページや広報等で情報を広く周知していきます。

②医療介護の協働・連携

- ・第8次山形県保健医療計画に位置付けられた「在宅医療において積極的役割を担う医療機関」及び「在宅医療に必要な連携を担う拠点」や県・関係市町村と、医療・介護の協働・連携を図ります。
- ・医療と介護の現場の情報共有が図られるよう医療連携ネットワーク(ちようかいネット、Net4U)の利用を促進します。

③看取りやACPの啓発

- ・住民の在宅での看取りの不安や迷いに対し、かかりつけ医の重要性、訪問診療、訪問看護の役割や利用などを周知し普及に努めます。
- ・人生の最終段階でも、在宅で自分らしく過ごすことができるよう、ACPの取組を強化します。

*ACP：アドバンス・ケア・プランニングの略。人生会議。もしものときのために、本人が望む今後の治療・療養について患者・家族と医療従事者が繰り返し話し合い共有する取組。

第2節 生きがい施策の推進

1 就労支援

【現状と課題】

臨時的・短期的な就業又は軽易な業務に係る就業を希望する高齢者のために、シルバー人材センターと連携し就労の機会の確保に努めています。他にも有償ボランティア等の就労的活動を行う団体が活動しています。ニーズ調査結果では、22.9%の高齢者が収入のある仕事で月1回以上外出しており、高齢になっても4人に1人が就労を続けていることがわかります。

【今後の方針】

①高齢者の雇用機会の確保

- ・豊かな経験と知識・技能を活かし、地域社会の重要な担い手として今後も活躍できるように、高齢者の雇用機会の確保を推進していきます。

②就労のニーズの把握、情報提供

- ・高齢者の就労活動につながるよう、また、地域共生社会の構築に向け地域における就労のニーズの把握に努め、必要な情報提供を行います。

2 社会参加の取組

【現状と課題】

ニーズ調査結果では、地域活動への参加を希望する方は58.8%、お世話役としての参加を希望する方は35.6%であり、コロナ禍にもかかわらず、前回調査と比較して活動希望者が増加しており、コロナ後の地域活動への参加意欲がみられることから、社会参加の取組の拡充を図る機会ととらえ、強化していく必要があります。

通いの場は年々増加している一方で、男性の参加が少数であることや参加者が固定化していること等の課題も見えてきています。より多くの方が参加でき、生きがいにつながるような地域活動の拡充に向けた支援が必要です。

【今後の方針】

①地域活動の担い手の確保

- ・地域活動について周知を行い、地域での担い手を増やすために担い手養成講座等を開催します。

②既存の地域活動の活性化

- ・既存の地域活動の調査を行い、意欲のある住民の活動を支援します。

③サロンや老人クラブの活動支援

- ・サロン等社会参加を促進するため、誰もが参加しやすい活動の支援を行います。

3 生涯学習の推進

【現状と課題】

まちづくりセンターや総合型地域スポーツクラブで開催している各種講座のほか、趣味のサークル活動等への参加は、高齢者の生きがいや健康増進につながっています。ニーズ調査では、趣味関係のグループへの月1～3回以上の参加率は14%でした。

高齢者の学習・文化活動・交流の場として、講座や教室等を継続して開催し、様々なニーズを捉え参加につなげることが重要です。

【今後の方針】

①生涯学習の機会の充実

高齢者のライフスタイルやニーズを把握し、多様な学習機会やスポーツ・レクリエーション活動の体験等、生涯学習の機会の充実に努め、高齢者の社会活動への参加を促進し高齢者が心身ともに健康で充実した生活を送ることができるよう支援します。

第3節 一般介護予防施策の推進

1 一般介護予防施策の推進

【事業概要】

年齢を重ねても、自分らしく生き生きと活動的に暮らすため、元気なときから気軽に介護予防に取り組める教室（元気アップ教室、介護予防教室等）を開催するとともに、住民が主体となって運営する「通いの場」の立上げ及び支援を行っています。また、住民主体の通いの場や高齢者の居宅等へリハビリテーション専門職を派遣し、関係機関等と協働で高齢者の身体機能の維持・向上、自立を支援しています。

また、令和4年度から実施している高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施事業と連携し、介護予防施策の充実に努めています。

【現状と課題】

ニーズ調査のリスク該当者の割合の結果（P5 参照）から、認知機能の低下が最も割合が高く、次いでうつ傾向、口腔機能の低下、閉じこもり傾向と続いています。前回調査との比較では、運動機能の低下、低栄養傾向、口腔機能の低下、閉じこもり傾向で数値が高くなり、認知機能の低下、うつ傾向で数値が下がっています。

要介護認定の原因（P10 参照）をみると、脳血管疾患の割合が高く、生活習慣病予防が課題となっています。一方で、各種事業の参加者の固定化や年代、性別に偏りが見られるなど、全体として健康づくり・介護予防の普及啓発は十分とは言えない状況です。身近な場所で交流しながら継続して介護予防に取り組めるよう、自助・互助を取り入れた介護予防活動の推進が重要となります。今後も、多くの高齢者が魅力を感じるとともに効果的な介護予防の取組につながるよう、内容の充実や普及啓発をさらに図っていく必要があります。

【実績及び計画】

事業名	区分	第8期			第9期見込み		
		令和3年度 (実績)	令和4年度 (実績)	令和5年度 (見込み)	令和6年度	令和7年度	令和8年度
元気アップ教室	参加人数(人)	2,757	3,453	3,500	3,600	3,700	3,800
介護予防教室等	参加人数(人)	10	376	51	100	100	100
住民主体の通いの場	団体数(団体)	20	21	23	26	28	30
	参加人数(人)	225	306	323	330	340	350
	参加率(%)	2.9	4.0	4.2	4.3	4.5	4.7
リハビリ職派遣回数(回)		6	9	11	8	8	8

※住民主体の通いの場は月3回以上、介護予防に資する活動を行う団体を計上。通所型サービスBは含まない。
 ※住民主体の通いの場の参加率は、参加人数/当該年度4月1日現在の65歳以上人口

【今後の方針】

①健康づくり・介護予防の一体的推進

- ・高齢者の健康課題を把握し、「健康しようない21計画」に基づいて、健康づくり、介護予防事業を関係機関とともに一体的に推進します。
- ・転倒予防、口腔機能維持、栄養管理、認知症予防など、要介護状態となることの予防の重要性について住民へ啓発するとともに、多様な機関と連携し、元気アップ教室等元気なときから気軽に介護予防に取り組める場の提供に努めます。
- ・運動、口腔、栄養、社会参加などの幅広い観点から高齢者の保健事業との一体的実施を推進し、通いの場等高齢者の集う場へ保健医療専門職の派遣や参画を促進します。
- ・「いのち支える自殺対策計画」に基づき、高齢者が心の健康を保ち生き生きと暮らせるよう、関係機関と連携し、高齢者の交流や社会参加を促進するとともに地域の見守り体制の強化を図ります。

②身近な地域での自主的活動の推進

- ・関係機関と連携し、地域の実態把握を進めるとともに、支援を要する高齢者を早期に把握し、住民主体の介護予防活動へつなげる仕組みを強化します。
- ・住民主体の通いの場の拡充に向け、活動に興味がある人の把握に努めるとともに、活動の場の立上げや運営支援を継続して行います。
- ・高齢者にとって、ボランティアや趣味活動等の社会参加は本人の生きがいや介護予防につながります。また、交流を通じて見守り等支え合い体制の強化や地域づくりにも寄与するため、元気高齢者の活躍の場の創出を含め、社会参加を通じた介護予防活動を推進します。

③継続的な取組の推進

- ・各種事業の実施に当たっては、事業ごとに評価・見直しを行い、継続的に取り組める施策の形成に努めます。
- ・目標達成状況等の検証を行い、保健医療福祉推進委員会等から評価・意見をいただき、より効果的・効率的な事業が展開されるよう努めます。

④コロナ禍後の通いの場等への参加向上

- ・コロナ禍に休止期間があったことで週1回の外出が億劫になり参加しなくなった方や心身状態の変化で通いの場に通えなくなり、参加者が減ってしまった通いの場や休止のまま活動を再開することができなくなった通いの場があります。国の目標では、通いの場に参加する高齢者の割合を2025年までに8%程度に高めるとしています。参加者が増えている通いの場は、代表者や参加者同士の声掛けによるところが大きいいため、引き続き参加者への声掛けを促しながら、活動継続のために支援策を検討していきます。また、再開できなくなった通いの場に参加していた参加者に声をかける等再活動に向けた支援を検討していきます。

第4節 適切なサービス利用による自立支援・重度化防止

1 介護予防ケアマネジメントの質の向上

【事業概要】

町内の居宅介護支援事業所の介護支援専門員全員が自立支援型地域ケア会議に事例を提供し、専門職から助言をもらうことにより、個別課題を解決しながら、自立支援に資するケアマネジメントの実践力の向上を目指しています。

【現状と課題】

平成28年度から自立支援型地域ケア会議を継続して開催してきましたが、自立支援に資するプラン及びサービス提供を目指し、関係職種でより一層のスキルアップを図っていく必要があります。

【実績及び計画】

区分	第8期			第9期見込み		
	令和3年度 (実績)	令和4年度 (実績)	令和5年度 (見込み)	令和6年度	令和7年度	令和8年度
事例検討数(件)	23	15	17	12	12	12
研修会(回)	1	2	1	2	2	2

【今後の方針】

①実践に向けたケアマネジメント

- ・自立支援型地域ケア会議や研修会を通じ、多様なサービスの活用や効果的なアプローチの実践に向けたケアマネジメントの支援を行います。

②地域ネットワークの強化

- ・地域包括支援センターをはじめ、多職種で連携して支援ができるような地域ネットワークの強化を図ります。

③地域に不足する資源の創出

- ・個別事例の検討を通じて地域課題等を把握することにより、地域に不足する資源の創出などにつながるよう取り組みます。

2 適正なサービス給付の実施及び事業の効率化

【事業概要】

介護サービス需要の増加・多様化に伴い、介護サービスのニーズも複雑化しています。このような中、サービス利用者の一人一人の異なるニーズに応え、疑問や不満、不安の解消を図り、介護保険事業を利用しやすい環境に整え、質の高いサービスを将来的に確保するために適正なサービスの給付に取り組んでいきます。

【現状と課題】

本町の介護サービスは、地理的に近隣市町にあるサービスも利用可能な環境にありますが、利用者の状態に合った介護サービスを提供するためには、制度の周知・相談体制の充実が必要であり、利用者がより良いサービスを選択できるよう、介護サービス事業所に対し、国・県からの情報を定期的に提供していく必要があります。

また、サービス利用者からの相談や苦情、事故等に適切に対応し、適正なサービス提供とその質の向上につなげるよう、介護サービス事業所に対し、引き続き啓発及び指導を行っていかねばなりません。

町や庄内町地域包括支援センター、介護サービス事業所、関係機関等と問題や情報の共有化を図り、連携を強化することで、介護サービスの全体的な向上を図る必要があります。

【実績及び計画】

区分	第8期			第9期見込み		
	令和3年度 (実績)	令和4年度 (実績)	令和5年度 (見込み)	令和6年度	令和7年度	令和8年度
運営指導事業所数	5	7	5	2	4	1

【今後の方針】

①第9期計画期間におけるサービス基盤の整備

第8期計画期間において、町内介護事業所等からサービス基盤の整備の変更について打診のあったものは次ページの表に記載のとおりです。

第9期計画期間中に介護老人保健施設からの転換を見込んでいる介護医療院は、日常的な医学管理や看取り、ターミナルケアの医療機能と、日常生活を営むための施設としての機能の両方を兼ね備えた、長期的な医療と介護を必要とする方のための施設です。また、定員増となる認知症対応型共同生活介護は、認知症の高齢者に対して、共同生活住居で、家庭的な環境と地域住民との交流の下、入浴、排せつ、食事等の介護等の日常生活上の世話と機能訓練を行い、能力に応じた自立した日常生活を営めるようサービスを提供する施設です。

一方、転換によって定員が減少する介護老人保健施設は、在宅復帰のためのリハビリ等を行う施設ではありますが、現状長期療養が必要なため、在宅復帰が困難な利用者が増えている状況であります。

高齢者独居及び高齢者のみの世帯、家族の就労により在宅介護が困難な事例が増えている中、今後も必要な介護サービスの基盤整備の在り方について、協議していく必要があります。

○上段：町内介護施設等の定員の合計数、下段：年度中に整備予定の数)

区分	第8期	第9期		
	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
介護医療院	0人	80人 (+80人)	80人	80人
介護老人保健施設	160人	80人 (△80人)	80人	80人
認知症対応型共同生活介護	54人	63人 (+9人)	63人	63人
地域密着型通所介護	15人	0人 (△15人)	0人	0人
認知症対応型通所介護	6人	12人 (+6人)	12人	12人

県が行う居宅サービス事業者の指定に際し、あらかじめ県に対し町へその旨を通知するよう求め、町の介護保険事業計画との調整を図る見地から意見を付することを可能とするよう毎年度、県に対して申し出ています。

また、介護サービス事業所の開設等の相談や介護離職の防止を含む家族等への支援を踏まえ、現状の介護サービスの需要を考慮し、将来に向けたサービス基盤の整備について協議していきます。

②事業の効率化

中長期的な人口構造の変化等を勘案して見込んだ中長期的な介護ニーズの見通し等について、介護サービス事業者を含め、地域関係者と共有し、介護サービス基盤整備の在り方を議論することが重要であり、限りある地域の社会資源を効率的かつ効果的に活用していくため、既存施設や事業所の今後の在り方を含めて検討することが重要です。

なお、町においては、当面事業の縮小の方向性はみられませんが、中長期的な流れを注視し、必要に応じて関係者と協議を進めていきます。

③介護サービスの円滑な提供

- ・高齢者が必要に応じて適切なサービスを受けられるよう、サービス利用者や事業所に対し、介護サービス等の情報提供を行い、より良いサービスを選択できるよう努めます。
- ・サービス利用者からの苦情・相談に適切に対応できるよう、町及び関係機関等の対応方法を確認し、日頃から情報共有しながら相談しやすい体制づくりに努めます。
- ・町が指定権者となっている地域密着型サービス事業所及び居宅介護支援事業所等への運営指導・集団指導の実施や、介護サービス事業所を対象とした研修会等を開催します。

④地域医療構想との整合による施設整備等

- ・庄内地域では、令和7年までに長期療養病床が減少すると見込まれており、第8期から第9期計画期間において、長期療養病床に代わる受入先として介護老人福祉施設や介護老人保健施設、小規模多機能型居宅介護を7件見込んでいます。

3 介護予防・日常生活支援総合事業

【事業概要】

地域包括ケアシステム構築の実現に向け、地域の実情に応じた多様なサービスを構築し、地域の支え合いの体制づくりを推進してきました。今後も要支援者等に対する効果的かつ効率的な支援を目指し事業の実施に努めます。

【現状と課題】

第8期計画期間では、通所型サービス事業所の1件の増加はありましたが、在宅生活を支える訪問型サービス事業所は増えず、地域的にサービスの偏りがあります。今後も高齢者のみの世帯の増加が見込まれることから、地域のニーズに合わせ、通いの場、見守り、外出支援や買い物等の生活支援等、多様なサービスの拡充が必要となります。

【実績及び計画】

区分	第8期			第9期見込み		
	令和3年度 (実績)	令和4年度 (実績)	令和5年度 (見込み)	令和6年度	令和7年度	令和8年度
サービスB実施団体数(団体)						
通所	4	4	4	4	4	5
訪問	1	1	1	1	1	2
サービスC利用者数(人)						
通所	0	0	0	1	2	3
訪問	3	1	6	4	4	5

【今後の方針】

①地域や利用者の実情に合ったサービス提供

- ・利用対象者及びサービス単価の上限等については、近隣市町と比較を行い、地域の実情に合ったサービスを提供するよう努めます。
- ・高齢者の自立支援・重度化防止に向け、生活支援体制整備事業等の関連事業によりサービスに関する課題を把握するとともに、利用者の状態に合った適切なサービスの整備を目指します。

②事業評価の実施

- ・本事業については、毎年事業評価を実施しながら進めています。今後もより効果的な事業運営ができるよう、評価を実施していきます。

4 介護給付の適正化

【事業概要】

介護給付の適正化に向け、主要3事業等に取り組みます。

【現状と課題】

介護給付を必要とする受給者を適切に認定し、受給者が真に必要な過不足のないサービスを事業者が適切に提供できるよう、適切なサービスの確保と費用の効率化をとおして持続可能な介護保険制度を目指し、これまでも主要5事業等に取り組んできました。

「介護給付適正化計画」に関する指針を踏まえ、主要5事業より再編された主要3事業に引き続き取り組むことでより効果的・効率的に介護給付の適正化を推進する必要があります。

【ケアプラン点検 実績及び計画】

区分	第8期			第9期見込み		
	令和3年度 (実績)	令和4年度 (実績)	令和5年度 (見込み)	令和6年度	令和7年度	令和8年度
訪問調査等による点検						
運営指導による点検	2カ所 (8件)	3カ所 (13件)	3カ所 (12件)	2カ所 (8件)	0カ所 (0件)	1カ所 (4件)
書類・面談による点検	7カ所 (8件)	3カ所 (4件)	3カ所 (3件)	6カ所 (6件)	6カ所 (6件)	6カ所 (6件)

【今後の方針】

①要介護認定の適正化

- ・適切かつ公平な要介護認定の確保を図るため、引き続き認定調査の調査票の事後点検を全件実施します。
- ・業務分析データを活用し、地域差等について確認し、認定調査の平準化に向けた取組を行います。

②ケアプランの点検

- ・運営指導及び書類や面談によるケアプラン点検を実施し、個々の受給者が真に必要な過不足のないサービスの提供を確保するとともに、その状態に適合していないサービス提供等を見直し、自立支援に資するケアマネジメントとなるよう介護支援専門員を支援します。
- ・国が作成した「ケアプラン点検支援マニュアル」等を活用し、点検の効率化を図ります。
- ・ケアマネジメントに関する研修会に参加し、点検に携わる職員の資質向上に努めます。
- ・住宅改修や福祉用具購入について、申請時の書類点検や、必要に応じ専門職等の協力を得ながら訪問調査を実施することにより、給付の適正化を図ります。
- ・住宅改修の事後点検として、住宅改修審査会を公開で開催し、介護支援専門員の資質向上に努めます。
- ・国保連合会のデータを活用したケアプランの点検及び福祉用具貸与調査を実施します。

③医療情報との突合・縦覧点検

- ・引き続き国保連合会に委託し、点検を実施します。
- ・国保連合会のデータを基に町でも点検を実施し、必要に応じて過誤請求等、事業所への指導を行います。

5 介護人材確保・資質向上・業務効率化

【事業概要】

地域包括ケアシステムを支える人材の確保及び資質の向上並びにその業務の効率化及び質の向上に努めます。

【現状と課題】

高齢者の独居、高齢者のみの世帯の増加等に伴い、介護や支援等サービスを必要とする人は今後も増加する一方、生産年齢人口の急激な減少に伴い、介護人材の不足が見込まれます。この傾向は全国的であり、本町だけでなく山形県内においても大きな問題であります。

国では、介護現場で働く介護職員の処遇改善を図るための交付金や加算制度を設け、年次その拡充をしてきました。これを受け各事業所においては、研修の充実や職員給与の昇給など処遇改善の取組を行っています。また、町と町内事業所が連携し、介護人材の資質向上と人材確保へ向けた対策を講じてきたところです。

介護人材の確保・育成を行い、将来にわたって安定的な介護サービスの提供体制を確保していく観点から、介護職員の負担軽減、職場環境の改善などの介護現場の生産性向上に取り組む必要があります。

【今後の方針】

①人材確保及び資質向上に関する取組

- ・町内事業所との介護人材確保に関する情報交換会を開催し、介護人材、離職防止に係る取組など、情報の共有に努め、事業所と連携した取組を進めます。
- ・外国人材の活用については、県や近隣市町と連携し、事業所の支援を行います。

②業務効率化及び質の向上

- ・介護現場における業務仕分けや個々の申請様式・添付書類や手続きに関する簡素化、様式例の活用による標準化、介護ロボット・ICTの活用、高齢者の参入による業務改善等、好事例や情報を介護事業所等に提供し、業務効率化及び質の向上に取り組むことができるよう支援していきます。
- ・ハラスメント対策を含む職場環境・労働環境の改善が図られるよう推進していきます。

③介護現場の安全性の確保及びリスクマネジメントの推進

- ・介護のリスクマネジメントは、介護現場における事故が起きる危険性を把握・管理し、ルール化することで事故を未然に防ぐ活動であり、高齢者の多い介護現場では、事故が起きるリスクが高い傾向にあります。国が示している事故報告様式を活用して、報告された事故情報を適切に分析し、介護現場に対する指導や支援等の取組を行います。

第5節 認知症総合支援施策の推進

1 認知症総合支援施策の推進

【事業概要】

認知症の人及びその家族ができる限り住み慣れた地域で自分らしく暮らし続けることができるよう、地域や関係機関と連携しながら、認知症の知識の普及啓発や認知症の人及びその家族の支援施策等を実施しています。

【現状と課題】

本町の要介護認定を受けている認知症高齢者（日常生活自立度Ⅱ以上）の数は、令和5年4月1日現在1,092人で、第8期計画策定時の1,052人に比べて上昇しています。また、認知症高齢者の日常生活自立度Ⅲ以上の割合も、全国平均が26.8%であるのに対し本町は40.2%となっており、かなり高い状況にあります。介護者からは、認知症の対応に苦慮しているとの声があるほか、認知症の理解が不十分なことから虐待につながるケースも見受けられました。

認知症の知識の普及啓発を推進するために、庄内町地域包括支援センターと町内の介護サービス事業所に認知症地域支援推進員を配置し、認知症カフェの開催や認知症予防のための出前講座等を開催しています。認知症の知識や認知症の人への接し方について学ぶ認知症サポーター養成講座については、認知症キャラバンメイトの協力を得て、町内の小中学生や地域住民を対象に開催しました。認知症の人を地域で見守る体制を構築するために、まちづくりセンターを会場に実践を想定した徘徊声かけ訓練を開催してきました。また、認知症の人が徘徊した際に早期発見につながるよう、令和3年10月より「見守りシール」を導入しました。

令和5年6月通常国会において「共生社会の実現を推進するための認知症基本法」が成立しました。認知症の方の意思が尊重され、認知症の人やその家族が安心して暮らし続けられるよう、国が策定する認知症施策推進基本計画の内容を踏まえて認知症施策を推進していく必要があります。

【実績及び計画】

区 分	第8期			第9期見込み		
	令和3年度 (実績)	令和4年度 (実績)	令和5年度 (見込み)	令和6年度	令和7年度	令和8年度
認知症カフェ開催数(回)	9	12	12	14	14	14
認知症サポーター養成講座受講者数(人)	72	182	180	220	220	220

【今後の方針】

①認知症の理解を深める取組

- ・認知症安心ガイド(ケアパス)、講演会、広報、ホームページ等により、認知症の理解、

早期相談・受診が図れるよう認知症施策の内容や相談窓口について広く町民に周知します。

- ・認知症の人やその家族を温かく見守る応援者である「認知症サポーター」を増やすため、小・中学校や企業、団体などを対象として、引き続き認知症サポーター養成講座を開催するほか、出前講座による認知症に関する知識の啓発を図ります。
- ・認知症になっても希望を持ち生き生きと暮らしている認知症の人の姿を発信していくとともに、本人や家族の意見を施策へつなげるように努めます。

②認知症の予防の取組

- ・一般介護予防事業等と連携し、認知症の予防に資する通いの場の拡充を図るとともに、講演会や各種講座等を通して認知症予防の知識について普及啓発を行います。

③適切な医療・介護サービスの提供

- ・認知症の人を適切な診断、介護サービスの利用へつなげるよう、認知症初期集中支援チームにより、初期支援体制の充実を図ります。
- ・認知症安心ガイド（ケアパス）の利用を促進するとともに、地域包括支援センター、認知症疾患医療センターを含む医療機関、介護サービス事業者等の連携強化を図り、認知症の人の状態に応じた適切なサービスが提供されるよう、関係機関のネットワークを構築に努めます。
- ・認知症地域支援推進員と連携し、介護サービス事業所等における認知症対応力向上のための研修や、多職種での事例検討会等の開催を支援します。

④認知症の人や家族を支援する取組

- ・認知症カフェや家族介護者交流会を引き続き開催し、認知症の人やその家族が情報交換しながら交流できる場を提供します。
- ・認知症地域支援推進員を配置し、認知症の人やその家族を支援する相談支援の充実を図ります。
- ・庁内関係部署と連携し、若年性認知症の方を含め認知症になっても社会参加ができるような共生を支援する取組について検討していきます。

⑤地域での見守りの取組

- ・認知症地域支援推進員や認知症キャラバンメイトを中心としながら、認知症サポーター、企業、地域団体等が連携し、認知症の人やその家族のニーズを把握しながら地域での見守り支援体制づくりを強化していきます。
- ・認知症等により徘徊の恐れがある方を事前に登録し、その方が行方不明になった場合に早期に発見し保護につなげます。また、事前登録した高齢者を早期発見につなげるシステム「見守りシール」の利用拡大と周知に努めます。
- ・徘徊する認知症の人を実際に見かけたときに戸惑うことなく、認知症の人に配慮した声かけや見守りの方法などを学ぶ、徘徊高齢者声かけ訓練を継続して実施します。

第6節 高齢者の安全安心な暮らしの支援

1 ポストコロナの地域共生社会の推進

【事業概要】

少子高齢化・人口減少社会、世帯の核家族化・単身化、近所付き合いの希薄化等の中で、支援を必要とする方が抱える生活課題は多様かつ複合的で、従来の制度・分野ごとの縦割りでは十分に対応できないという問題があります。また、新型コロナウイルス感染症禍で人と人との接触機会が減少し、それが長期化したことで、内在していた孤独・孤立の問題が顕在化・深刻化してきました。このような背景の中、「支える側」「支えられる側」というこれまでの関係を超えて、人と人、人と社会がつながり、一人一人が生きがいや役割を持ち、助け合いながら暮らしていくことのできる包括的コミュニティ、地域や社会を創るという考え方のもと、事業を実施しています。

【現状と課題】

本町では、役場B棟に、庄内町地域包括支援センター、庄内町障害者相談支援センター、ひきこもり相談と生活困窮者等相談等、総合的な相談体制が整備された「庄内町福祉総合相談センター」が設置されています。

さらに、立川複合拠点施設内に庄内町地域包括支援センター立川サブセンターを配置し、高齢者以外の相談については関係部署に相談をつなぐことで総合的な相談窓口の役割を担っています。

また、地域の実情や活動の担い手の希望に合わせて、生活支援コーディネーターが地域活動の場の立上げや支え合いの体制の構築を支援しています。ニーズ調査では、「地域活動に参加者として参加希望」は6割弱、「地域活動に企画・運営面で参加希望」は3割を超えており、社会参加を促し地域や人とつながりを保つための支援がさらに求められます。

【今後の方針】

①断らない相談支援

- ・本人・世帯の属性に関わらず、子育て支援・福祉の相談支援関連部署と連携を図りながら、断らない相談支援を行います。

②社会とのつながりの回復

- ・本人・世帯の状況に合わせ、地域資源を活かしながら就労支援・居住支援等により、社会とのつながりを回復できるよう支援していきます。

③地域の中での支え合いや見守り

- ・地域における交流や活躍の機会と役割を見いだせるよう支援を行い、「支える側」「支えられる側」という枠を超え、日頃から地域の中での支え合いや見守りができるように支援していきます。

2 権利擁護事業

【事業概要】

加齢や疾患による心身の衰えや認知症などによる判断能力の低下から、高齢者自身が意思決定することが困難になった際、地域で暮らしていくためには周囲の支援が必要となります。意思決定することが困難になっても、その方の尊厳を保持するために、権利が守られるよう取組を行う必要があります。

虐待は重大な権利侵害であり、未然に防ぐための啓発と指導が重要となります。虐待の通報を受けた場合は、庄内町高齢者虐待防止・早期発見マニュアルに基づき、事実確認や受理会議等を行い、個別のケースに合わせて適切に対応します。虐待ケースについては継続的なモニタリングを行い、モニタリング会議で対応を協議しています。

認知症など判断能力の低下から金銭管理や契約行為を行うことができないことにより、本人の生活が脅かされる恐れがあります。第3期庄内町地域福祉計画（令和4年3月策定）において、成年後見利用促進に関する法律（平成28年法律第29号）第14条第1項に定める基本的な計画を定めました。判断能力が不十分な高齢者の意思決定を支援できるよう、成年後見制度の利用を促進する必要があります。

【現状と課題】

高齢者虐待について、被虐待者は圧倒的に女性が多く、75歳以上の後期高齢者が多い状況です。虐待者は息子が最も多く、次いで孫、その他（夫など）の順になります。虐待の種別としては、身体的虐待が全体の半数を占めており、次いで心理的虐待、介護放棄と続きます。虐待者の介護疲れ・ストレスや認知症等の理解不足が主な発生要因と考えられ、疾患や認知症の正しい理解や介護知識の習得、介護者の負担軽減のほか、問題が深刻化する前に早期に発見する体制の整備が必要となっています。また、虐待者自身に精神疾患や障がい、生活困窮という背景が見られる場合もあることから、関係機関と連携した取組が必要となります。

成年後見制度について、本人や親族による申立てがされる見込みがない場合は、町長申立てにより成年後見人を選定しています。また、生活保護等の資力が無く、費用負担が困難な場合は、成年後見制度利用支援事業により支援を行っています。本町においては、成年後見制度の認知度は低く、制度が複雑であることから利用が進んでいない状況にありますが、関係者から町長申立てについて相談を受ける件数が増えており、相談に結び付いていない事例が埋没していることが推測されます。成年後見制度利用支援事業については、各自治体で事業内容に差が生じていることから、成年後見制度の利用促進に向けた全国的な課題とされています。本町においては、町内の専門職不足や体制整備についての課題があります。

高齢者虐待の状況

区分	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
通報・相談件数（件）	12	18	6	3
虐待認定数（件）	7	15	5	2

※令和5年度は10月末現在

【今後の方針】

①虐待防止対策の推進

- ・今後も町民への相談窓口の周知など普及啓発の取組を推進していきます。
- ・養護者の悩みを聞く相談機会の確保や負担軽減の取組など他施策と連携して虐待防止に努めていきます。
- ・養護者による虐待に限らず養介護施設も含め、虐待者に対する相談や指導、助言を継続して行いながら、高齢者見守りネットワーク連絡会議を効果的に活用することで関係機関と連携を強化し、再発の防止に向けた体制を構築します。

②成年後見制度の利用促進

- ・成年後見制度の認知度向上を図るため、関係機関と連携し住民向けの講座の開催や広報誌等による周知を行います。
- ・関係機関と連携し、中核機関の設立に向けて取り組みます。
- ・成年後見制度利用支援事業について、適切な制度運用となるよう対応を検討します。

③人材確保

- ・市民後見人をはじめとする権利擁護を担う人材を確保できる体制を整備・強化し、地域における権利擁護に向けた取組を推進します。

3 居住安定支援

【事業概要】

生活困窮者や社会的に孤立する高齢者等多様な生活課題を抱える高齢者に対応するため、民間事業者等と連携し、ニーズにあった住宅の確保と生活の一体的な支援を行います。

【現状と課題】

高齢者の独居や高齢者のみの世帯の増加、介護者の就労により、特別養護老人ホーム等への入所を希望する事例が多くありますが、入所要件や入所待機者の順番待ちなどにより入所できない方が多く、町内の住宅型有料老人ホーム(1施設(定員20人))をはじめ町外有料老人ホームを利用する方が増えています。加えて、見守り支援が必要なケース、保証人がいないケース、緊急連絡体制の確保が困難なケースなど多様な課題を抱える高齢者も増加傾向にあり、これまでの住居での生活が継続できない事例も発生しています。

ケアマネアンケートからは、低料金で高齢者が生活できるシェアハウスの施設や医師が常に常駐している施設などが欲しいとの意見があり、それぞれの事例に応じた施設の確保が課題となっています。

施設整備については、現状の介護サービスの需要を考慮し、協議していく必要があります。

【今後の方針】

①有料老人ホーム

有料老人ホーム等が多様な介護ニーズの受け皿となっている状況を踏まえ、将来に必要な介護サービス基盤の整備量の見込みを適切に定めるため、県と連携して設置状況等必要な情報の把握に努めます。施設整備においては、民間活力を活かしたサービスを協議していく必要があります。

②住宅確保

- ・施設整備においては、民間活力を活かしたサービスを協議していきます。
- ・生活困窮者への情報提供を継続していきます。

③養護老人ホーム措置事業

- ・生活困窮や障がい等の相談機関や庁内担当部署と連携し、援護の対象となる高齢者の状況や生活環境等について十分な調査を実施するとともに、高齢者の意に反することのないよう適正な支援に努めます。
- ・養護老人ホームの建て替え等施設の整備については必要に応じ協議を行い適切に対応します。

4 生活支援サービス

【事業概要】

介護サービス以外のボランティアやNPO等が実施する生活支援等サービスの情報を周知するとともに、在宅での暮らしを支援する事業を実施し、在宅で安心して生活できるよう支援します。

【現状と課題】

高齢者人口の増加とともに、高齢者のみで構成される世帯が年々増加傾向にある現状において、今後も高齢者が安心かつ継続して在宅生活ができるよう支援できる体制整備が求められます。

【今後の方針】

①在宅高齢者軽度生活援助事業

高齢者の一人暮らしや高齢者のみの世帯等の方で、疾病・虚弱・認知症等の理由から、生活の一部を支援する必要がある世帯に対し、ゴミ出し、買い物、清掃等の生活援助を実施します。今後も一人暮らしの高齢者が増えることから、引き続きサービスを提供していきます。

②訪問理美容サービス事業

寝たきり等により理美容店に出向くことのできない在宅高齢者に対し、本事業を受託している理美容店事業者が自宅へ訪問して理美容サービスを提供する際の出張経費を一部助成します。

③高齢者等安心通報事業

緊急時の対応が困難な方等がいる高齢者のみの世帯等に対し、24時間365日電話対応を行い、健康等に関する相談、緊急時の助言、親族等への連絡等を実施します。

④高齢者世帯等除雪支援事業

在宅の高齢者又は障がいのある方みの世帯で、近隣に生活支援者がなく、自力による玄関先通路等の除雪が困難な世帯に対し、除雪作業の支援を目的とした事業を実施します。

⑤高齢者世帯等生活支援事業（雪下ろし）

在宅の高齢者又は障がいのある方みの世帯であって、町民税が非課税で、近隣に生活支援者がいない世帯に対し、冬期間の雪下ろしと除排雪及び安全点検等を行うことにより、安心安全な在宅生活に寄与することを目的とした事業を実施します。

⑥高齢者補聴器購入費補助事業

補聴器の購入に当たって他の助成制度を利用できない方で、町民税所得割が課されていない高齢者（町民税所得割が課されている方に扶養されている高齢者は除く。）に対し、補聴器の購入経費の一部を補助する事業を実施します。

5 家族介護支援・介護離職ゼロの推進

【事業概要】

要介護者を在宅で介護する介護者の身体的、精神的及び経済的負担の軽減と要介護者の状態の維持及び向上を図るため、介護者がリフレッシュする機会や介護の知識を学ぶ機会を提供する家族介護者交流激励支援事業と、要件に該当する介護者に慰労金を支給する家族介護慰労金支給事業を行っています。また、介護離職ゼロに向けては、各種アンケートによる実態把握を行っています。

【現状と課題】

ケアマネアンケートにおいて、「認知症施策を進めていくうえで、町に重点を置いてほしいこと」では、「家族の介護疲れや精神的な負担を緩和する家族支援の取組」が多く選ばれました。在宅介護実態調査でも、「今後の在宅生活の継続に向けて、主な介護者が不安を感じる介護」では「認知症状への対応」が39.2%で割合が最も高く、今後も在宅で介護する介護者の不安や負担を軽減する施策が求められます。また、離職することなく在宅で介護を継続するためのサービスについて検討が必要となっています。

【実績及び計画】

事業名	区分	第8期			第9期見込み		
		令和3年度 (実績)	令和4年度 (実績)	令和5年度 (見込み)	令和6年度	令和7年度	令和8年度
家族介護慰労 金支給事業	事業費 (円)	1,441,168	1,740,000	1,222,573	1,800,000	1,800,000	1,800,000
	実人数 (人)	7	7	8	11	11	11
家族介護者交 流激励支援事 業・家族介護教 室	事業費 (円)	80,926	40,130	92,990	226,000	233,000	239,000
	回数 (回)	1	1	1	2	2	2
	実人数 (人)	15	7	10	30	30	30

【今後の方針】

①家族介護慰労金支給事業

介護者の負担を身体的・精神的・経済的に軽減できるよう慰労金の支給事業を継続して取り組みます。

②介護者交流会・介護教室の開催

家族介護者が孤立することなく介護を続けられるよう、交流事業と介護教室を一体的に実施し、リフレッシュしながら介護の知識を学ぶとともに、情報交換や相談ができる機会を提供します。

③介護離職ゼロの推進

個々の家庭の状況に見合った介護サービスが利用できるよう、きめ細かい相談を行い、仕事と介護が両立できるよう他機関・団体と連携して支援します。

6 市町村特別給付事業

【事業概要】

要介護者とその家族の支援のため、65歳以上の第1号被保険者介護保険料を財源とした市町村特別給付事業において支援を行うものです。市町村独自の事業であり、町ではおむつ支給事業及び高齢者外出支援事業を行っています。

【現状と課題】

おむつ支給事業は、在宅の寝たきり高齢者等に対し、おむつ購入に際して助成券を支給することにより世帯の経済的負担を軽減し、在宅福祉の向上を図ることを目的とした事業です。第8期計画期間中の支給事業の利用者数及び事業費ともに横ばいで推移しております。

高齢者外出支援事業は、在宅で寝たきり又は歩行困難な高齢者に対し、福祉車両タクシーを活用した医療受診等の外出支援サービスを提供することにより、福祉の充実を図ることを目的とした事業です。第8期計画期間中の登録者数は減少しておりますが、事業費は

増額しています。かかりつけ医の変更や緊急の疾病により遠方の医療機関に通院、入退院になることなど、地理的要因の影響も考えられます。

【実績及び計画】

区分		第8期			第9期見込み		
		令和3年度 (実績)	令和4年度 (実績)	令和5年度 (見込み)	令和6年度	令和7年度	令和8年度
おむつ 支給事業	事業費 (円)	5,299,300	5,533,050	5,309,025	6,105,080	6,300,000	6,500,000
	実人数 (人)	106	110	107	140	145	150
	利用延人数 (人)	1,057	1,093	1,068	1,150	1,200	1,250
高齢者 外出支援 事業	事業費 (円)	972,238	869,564	993,945	1,826,640	1,850,000	1,900,000
	実人数 (人)	30	26	24	50	55	60
	利用延人数 (人)	333	296	270	300	310	320

【今後の方針】

市町村特別給付事業は、在宅生活を支えるうえで必要な事業であることから、今後も継続していきます。

7 災害や感染症に対する備えの検討

【事業概要】

高齢者は、災害発生時には迅速・的確な避難等の行動がとりにくく、被災しやすいことや、感染症発生時には、罹患すると重症化する危険性が高いことから、有事での対策が不可欠です。

【現状と課題】

本町では、地域防災計画を策定しており、同計画に登録された災害指定区域内に設置された介護事業所等はなく、各事業所においては避難確保計画をすでに作成している状況にあります。一方で、災害及び感染症対策にかかる計画等の策定や訓練の実施、必要な物資の備蓄、設備等の整備など、平時から備えている必要があります。

また、介護サービスは、利用者やその家族の生活のために欠かせないものであり、災害や感染症の発生時においてもサービス提供の継続が求められます。このため、日頃から関係機関や介護事業所等と連携し、災害や感染症への対策の充実を図る必要があります。

さらに、地域防災計画に定められている要配慮者の安全確保計画及び避難行動要支援者避難支援プランに基づき、在宅の要配慮者対策を推進する必要があります。

【今後の方針】

①「計画」に基づく対策の推進

「地域防災計画」や「新型インフルエンザ等対策行動計画」、介護事業所等が作成する「非常災害時対策計画」「業務継続計画」に基づき非常災害及び感染症における高齢者の安全確保を図るとともに、介護事業所等と連携し、非常災害及び感染症に係る計画の実効性の確認、対策の周知啓発、研修、訓練等の取組を支援します。

②支援・応援体制の構築

- ・「地域防災計画」に定められている「要配慮者の安全確保計画」及び「避難行動要支援者避難支援プラン」に基づき、防災担当部署主導の下、関係する機関や地域住民等と連携を図り、情報の把握と共有に努め、避難行動要支援者支援体制の確立を目指します。
- ・関係部署と連携し、介護事業所等における災害・感染症発生時に必要な物資についての備蓄・調達・輸送体制等を整備、支援していきます。また、県及び町、関係団体等が連携した災害・感染症の発生時における支援・応援体制の構築のための取組を推進します。